

第7回 基金制度問題にかかるワークショップ
(3 基金の統合にかかる諸問題について)

令和7年4月4日(金)
全 日 基

第7回 基金制度問題にかかるワークショップ

(3 基金の統合にかかる諸問題について)

1. 3基金の連携をめぐる取組とその後の問題

(1) 加入者の基金間移動制度の導入 (H19年度)

平成18年に「加入者の基金間移動にかかる制度の改善案」がまとめられました。

基金間移動制度の目的は、基金加入者（畜産経営者）の購入する配合飼料の変更等の選択の自由度が広がることであり、畜産経営者のための制度です。その中で、畜産経営者の自由な基金間移動については、移動時期・回数、移動対象数量、別途納付金の扱い等について3基金が業務方法書等を改訂し、平成19年度からスタートしました。

(2) 全農基金による基金間移動の停止 (R4年度)

全農基金は、令和4年10月をもって商系基金（全日基）との基金間移動を停止する旨を通知してきました。移動停止は商系基金のみを対象としており、畜産基金は停止の対象とはなりません。全農基金が「停止」した理由は以下の通りですが、⇒に示すとおり、全日基としてはあまり合理的な理由になっていないと考えています。

- ① 分割補てんにより全農基金からの転入者については一括補てん単価に比べ異なった単価となる。（⇒分割補てんは一括単価を分割するだけで最終的な補てん交付額は変わらない。分割、一括のメリットは生産者の判断に委ねるべきもの）
- ② 商系基金と全農基金の補てん財源格差の拡大により、基金間移動に伴う適切な財源移動ができなくなったこと。（⇒商系基金は財源格差を勘案した新たな財源移動を提案してきたが考慮されなかった。）
- ③ 下期に商系基金に移動すると全農基金の契約数量が減少し、借入金の一人当たりの返済負担が増加すること（⇒全農基金に限ったことではない。商系基金は分割補てんにより借金そのものを3割減らしてきた。）

(3) 基金間移動の停止に伴う現場での諸問題について

全農基金と商系基金との間で基金間移動が停止されたため、現場においては移動に伴う手続き、別途納付金など新たな費用の発生、80%ルールの返還対象者の救済に支障をきたしています。

- ① 基金間移動の停止にともない、生産者による基金（配合飼料）の選択の自由度が低下しました。
- ② 商系基金と全農基金間の移動については新規契約者扱いとなってしまい、新たに別途納付金が発生することになります。
- ③ 80%ルール（R4年度又はR5年度対比で20%以上の契約数量削減の加入者に対する補てん金の一部返還を求めるルール）に関する情報共有が事実上中断したことに伴い、本来なら母数に加算すべき全農基金分の契約数量を加算することができず、算定上の減少率（%）が高まることによって返還金対象者が増加する場合事態となってきました。加えてペナルティ対象者の救済も困難になってしまいました。

④ また、総じて基金間の契約情報の共有が難しくなってきました。

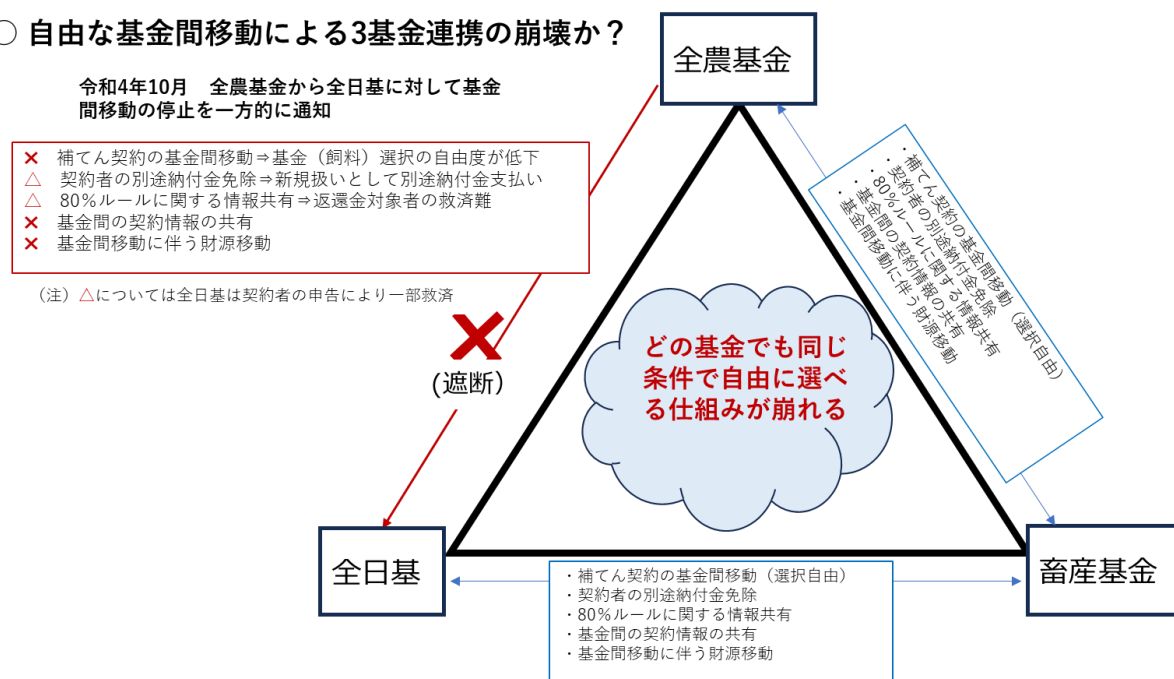
なお、全日基は全農基金との移動は出来なくなりましたが、全農基金から移動してくる者については新規扱いとはせず別途納付金の徴収も行っていない。また、80%ルールについては、他基金に転出する者について、本人の申告により全農基金の契約数量が分かれば、これを加算して審査し、80%を上回って入れれば全日基からの返還請求を行わないように便宜を図っています。これは徒に返還対象者を増やすべきではないという考え方からです。

本来は3基金が連携して加入者（畜産経営者）に便宜を図るべき基金間移動の仕組みを、一部基金との連携を遮断することにより、結果的に枠組み全体を壊してしまうことになり、最終的に畜産経営者に多大な迷惑をかけることになってしまいます。

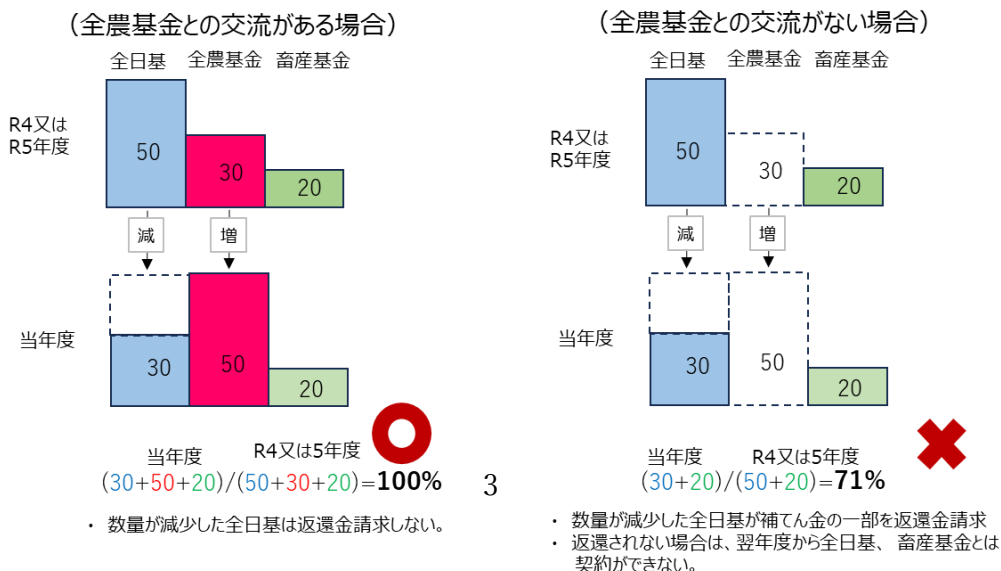
また、基金間移動停止の当事者ではない畜産基金に対しても、間接的に迷惑をかける結果となってしまっています。全農基金においては速やかに3基金連携による基金間移動の体制（平成19年体制）に復帰すべきではないでしょうか。

(図3)

○ 自由な基金間移動による3基金連携の崩壊か？



80%ルールについて（契約数量がR4年又はR5年度と比較して20%以上減少した場合に返還金が請求されるルール）



1. 3基金再編統合のための取組について

(1) 3基金統合の必要性について

平成26年(2014)の自由民主党における制度検討では、三基金の統合について、① 地方組織の合併も含めた統合論であったこと、② 基金業務の統一システムを新たに構築する等の構想であったため、現実的でないという理由により3基金ともに反対した経緯があります。

3基金による業務運営については、基本的には共通ルールの下で運営がなされていますが、生産者への更なる利便性の提供や事業コストの一層の低減を図っていくためには3基金自体を統合化していくことが望まれます。

このため、地方組織は再編のうえ温存し、システム等の現有資源を活用しつつ中央団体のみ
の統合を進めることを基本に、再編統合の本格的な検討に着手すべきです。なお、3基金同時
合併が無理ならば、可能な基金から逐次統合を進めていくことが現実的です。

(2) 新たな仕組み(配合飼料供給安定機構への編入による3基金の統合)

全日基及び全農基金、畜産基金に加え3基金の親団体(日本飼料工業会、全農、全酪等)、
国、配合飼料供給安定機構の関係者による「協議会」を立ち上げ、組織の在り方について検討
することが求められます。(図4)

- ① 中央3基金(商系、全農、畜産)は基金業務を(公社)配合飼料供給安定機構(安定機構)に移管することとします。同時に安定機構内に通常基金の部署を新設し、基金の管理及び業務を一元的に推進します。なお、3基金は体制が整うまでの間これを支援し、併せて自らの解散作業を進めます。
- ② 地方組織(基金協会、農協等)における基金業務は温存することとします。
都道府県基金協会については、地域の実情に応じた再編統合を推進していきます。
- ③ 基金協会と安定機構(通常基金事業部)との連絡調整のため、親団体(日本飼料工業会等)の中に窓口的部署を設置することとします。
- ④ 基金業務の処理システムについては、当分の間、各基金持ち込みのシステムを利用していくこととします。

(図4)

